

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和4年11月4日(木) 午後3時30分～午後4時07分				
②	会	場	菅田公民館 大ホール				
③	出席委員						
1		2	吉岡 きみ子	3	長岡 誠一	4	藤田 秀美
5	西岡 輝治	6	台越 正洋	7	菊池 啓二	8	森岡 芳文
9	菊地 正夫	10	幸野 登吉	11	上田 健二	12	川本 由紀美
13	矢野 正祥	14	山首 憲市	15	大野 定徳	16	形山 康浩
17	高岡 利典	18		19	池田 雄一	20	森永 茂史
21	橋本 英司	22	都築 孝壽	23	武内 誠	24	池浦 萬里子
25	津田 勇	26	田中 賢寿	27	永沼 寛	28	日野 修次
29	大本 昭裕	30	武知 由美子	31		32	中本 祐市
33	坂 幹幸	34	久保 壽男	35	堀内 保宏	36	
37	菊地 久美子	38	有友 章治	39	請田 竹男		
④	欠席委員	1	池田 幸二	18	山中 千鶴	31	上満 啓司
		36	往見 康範				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		冨永次長		菊地係長(農地)	
		松田係長(農政)		菊地主査(農地)			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第71号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第72号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第73号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第74号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について				
		議案第75号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）	<p>只今から、令和4年第11回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（会長挨拶）</p>
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、1番 池田幸二委員、18番 山中千鶴委員、31番 上満啓司委員、36番 往見康範委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、37番 菊地久美子委員と38番 有友章治委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第71号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、阿蔵の土地、畑2筆423㎡、売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番、肱川町予子林の土地、畑1筆3,898㎡は、贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、現況を引き継ぎつつ、露地野菜を栽培していく計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
事務局（農地係長）	<p>失礼します。本日、担当地区の池田農業委員が総会に出席されていませんので、代読させていただきます。</p> <p>1番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料2ページをご覧ください。</p> <p>1番案件は、第10回定例総会において「下限面積（別段の面積）の変更」案件として指定追加された農地で、申請地は、JR西大洲駅から南西へ約350mのところにある、空き家バンクへ登録された物件と隣接する畑2筆になります。</p>

譲受人は、今回の空き家バンク制度で農地取得するのを機に、夫婦で農業を始めるための新規営農計画書が提出されており、今後の管理状況を見守っていくこととします。

その他調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（会長）

2番。

35番

2番案件の説明をさせていただきます。

議案説明資料3ページをご覧ください。

2番案件は、夫婦間の贈与で、譲渡人の夫が所有する農地の一部を、譲受人である妻へ譲るものとなります。

申請地は、予子林自治センターの周囲約500mに点在する畑11筆で、夫婦等が地元で経営している農産物会社の役員に就任するなど、年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと思われま。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第72号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第72号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ、並びに別紙「議案説明資料」4ページから11ページまでを、併せてご覧ください。

1番、富士の土地、19筆合計22,933㎡の案件は、譲受人が経営する会社の事業拡大のため、申請地を売買により取得して、新しい工場を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に約3.0kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願

いいいたします。

なお、本件につきましては、転用面積が3,000㎡を超えるため、
今月29日開催予定の常設審議委員会において、ご審議いただく予定で
す。

続いて2番、長浜町沖浦の土地、210㎡の案件は、譲受人が経営す
る会社の社員駐車場とするため、申請地を売買により取得しようとする
ものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約12.0kmのところの位置
し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の
低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願
いいたします。

以上2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告
を受けたいと思います。1番。

11番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の4ページから7ページを参考にしてください。

申請地は、5ページの位置図のとおり、自動車道菅田インターチェン
ジ松山方面登り口から、北へ約600mから800mの範囲内に位置す
る農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題な
いものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり
次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないもの
と思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、6ページの地番地目
図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意
を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許
可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

24番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから11ページを参考にしてください。

申請地は、9ページの位置図のとおり、大洲市沖浦公民館から南東へ
約1.2kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題な
いものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり
次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま
す。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、10ページの地番地目
図のとおり、隣接農地はありませんので、特に問題ないものと思われま
す。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許

可相当であると考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長（会長） 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、議案第73号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長） 失礼いたします。議案第73号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。
議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の12ページから19ページまでを、併せてご覧ください。
今回は、農用地区域からの除外2件でございます。
1番、新谷の土地、1筆429㎡の案件は、申出人は、本件申出地の東隣の土地を資材置場として利用していますが、業務の増加により、業務に使用するトラック等の大型車用駐車場が不足しており、業務に支障が生じているため、申出地に露天駐車場を設置しようとしており、除外の申出があったものです。
申出地は、西側の畑以外は自動車道路、市道及び申出者の資材置場で囲まれており、また、土地改良事業は行われておらず、西側の畑所有者の同意も得ており、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。
除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。
次に2番、白滝の土地、3筆計1,630㎡の案件は、申出人は申出地で粟を栽培していたが、高齢となったことから耕作が困難となった。申請地は、山間部に位置する低生産農地で、道も狭く、農業用機械の乗入れも困難であり、借り受ける者もないことから、今後は山林として管理するため、除外の申出があったものです。
申請地は、農用地区域の端部に位置し、周辺農地所有者から同意も得ていることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。
除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。
以上2件、計4筆2,059㎡です。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告

を受けたいと思います。1番。

19番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の12ページから16ページをご覧ください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申出人は業務の増加により、業務に使用するトラック等大型車用駐車場が不足しており、新たな露天駐車場を設置しようとしているため、問題はないものと思われま。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を道路及び申出者の資材置場に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長(会長)

2番。

30番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の17ページから19ページをご覧ください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申出人は耕作管理が困難で、他に借り受ける者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われま。

なお、既に当該土地には植林をされており、違反転用になっていることから始末書を提出頂いております。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を山林に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長(会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。

次に、議案第74号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長）

議案第74号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」、ご説明します。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために、3年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番は、田口の申請人です。

申請農地は、東大洲にあります2筆で合計3,939㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続開始は平成31年1月24日から今回1回目の継続届出となります。

対象の農地につきましては、全ての農地で耕作されておりました。

以上、1件です。ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページを参考にしてください。

申請地は、20ページの位置見取図のとおり、愛たい菜を基準とし、約1.0kmから1.2km以内に点在する農地2筆になります。

申請人は、水稻を主体とした農業をしております。

10月19日に事務局担当者と現地確認を行い、田については、水稻が栽培されていることを確認しております。

このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第75号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第75号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書の5ページから、ご覧ください。

新規案件のみを説明させていただきます。

5ページの2番、3番及び4番は、中間管理事業を使った貸借で2名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、市外在住の方へ貸し付けるものです。

内容は、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。

6ページの5番は、利用権の設定を受ける者が4番と同一で、野菜の栽培をするため、賃借権を5年間設定するものです。

その他の案件は再設定となりますので、ご確認をお願いします。

以上、利用権設定件・筆数、6件・13筆、利用権設定総面積、34,417㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書7ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により、菅田町菅田の農地を取得しようとするものです。

菅田町菅田の土地、畑1筆、184㎡、利用目的は表です。

以上、所有権移転件・筆数、1件・1筆、所有権移転総面積、184㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。